

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

令和 4 年 2 月
労働基準局労災管理課

1 改正の趣旨

① 介護（補償）等給付及び介護料の額の引上げ

- 業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による負傷等により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「法」という。）の規定に基づき、介護に要した費用を介護（補償）等給付として支給している。
- 介護（補償）等給付の最低保障額は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「則」という。）第 18 条の 3 の 4 において規定しているところ、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）に規定する最低賃金の全国加重平均額を基に毎年度見直しを行うこととしており、今般、所要の改正を行う。
- あわせて、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号。以下「CO法」という。）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最低保障額についても、同様に見直しを行う。

② 遺族（補償）等年金の年金証書等の返納の廃止

- 現在、則第 20 条の 2 第 4 項において、年金証書の再交付を受けた受給権者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、遅滞なく、発見した年金証書を所轄労働基準監督署長に返納しなければならないとされている。また、則第 20 条の 3 において、年金証書を交付された受給権者又はその遺族は、年金たる保険給付を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を所轄労働基準監督署長に返納しなければならないとされている。
- 令和 3 年 5 月 14 日に公表された「行政手続における書面主義の見直し方針」において、証書の返納に係る手続については、所有者による自己廃棄で代替可能とすることとしているため、今般、亡失後に発見した年金証書及び年金たる保険給付の権利消滅後の年金証書について、遅滞なく廃棄することとする。
- あわせて、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 39 号。以下、「救済則」という。）第 12 条第 4 項及び第 13 条の特別遺族年金証書の返納の規定についても、同様の改正を行う。

③ 労災就学援護費の支給の対象となる者の拡大

- 労災就学援護費の支給の対象となる者については、学校教育法（昭和二十

二年法律第二十六号)に規定する学校及び公共職業能力開発施設に在学する者としているところ。

- 当該施設の範囲につき拡大の要望があったため、その内容を踏まえ、今般、公共職業能力開発施設に準ずる施設を新たに追加する。
- 今回新たに対象とする者に対する労災就学援護費の額については、現行の労災就学援護費の高校生及び大学生に対する支給額と同様とする。

2 改正の内容

以下の改正その他所要の改正を行う。

① 介護（補償）等給付及び介護料の額の引上げ

- 法に基づく介護（補償）等給付の最低保障額について、以下のとおり変更する。（則第 18 条の 3 の 4）

	最低保障額
常時介護を要する者	<u>75,290 円</u> (73,090 円)
随時介護を要する者	<u>37,600 円</u> (36,500 円)

() 内は現行額

- CO法に基づく介護料の最低保障額について、以下のとおり変更する。（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 8 年労働省令第 6 号）附則第 6 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第 3 条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和 42 年労働省令第 28 号）第 7 条）

	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>75,290 円</u> (73,090 円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>56,490 円</u> (54,790 円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>37,600 円</u> (36,500 円)

() 内は現行額

② 遺族（補償）等年金の年金証書等の返納の廃止

- 則第 20 条の 2 第 4 項においては、受給権者が亡失後に発見した年金証書を遅滞なく返納することを、則第 20 条の 3 においては、受給権者又はその遺族が年金たる保険給付の権利消滅後の年金証書を遅滞なく返納することをそれぞれ定めているところ、今般の「行政手続における書面主義の見直し方針」の内容を踏まえ、こうした場合における年金証書を遅滞なく廃棄するよう見直す。
- 則第 20 条の 2 第 4 項及び則第 20 条の 3 と同様に、救済則第 12 条第 4 項及び救済則第 13 条においても、特別遺族年金証書を遅滞なく返納するべき

場合を定めているため、当該規定につき所要の変更をする。

③ 労災就学援護費の対象となる者の拡大

- 則第 33 条に規定する在学者等として、新たに、公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教育訓練等」という。）として厚生労働省労働基準局長が定めるものを受ける者を追加する。
- なお、上記の「厚生労働省労働基準局長が定めるもの」としては、
 - ① 職業の教育訓練等を行っている施設であること
 - ② 当該施設の設置主体が国又は地方公共団体（独立行政法人等を含む。）であること等を定めることとしている。
 - ※ 具体的には、海上技術学校や農業大学校などに在学している者を想定している。
- また、今般の改正で追加する支給対象者に対する労災就学援護費の額については、中学校卒業相当の学力を有する者を就学者とする施設を高校相当と、高校卒業相当の学力を有する者を就学者とする施設を大学相当とし、それぞれ現行の労災就学援護費の高校生、大学生に支給する金額と同額とする（公共職業訓練施設と同様の取扱）。

	労災就学援護費（月額）
大学生相当	39,000 円
高校生相当	17,000 円

3 根拠条文

(2の①について)

- ・法第 19 条の 2（法第 20 条の 9 第 2 項及び第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 49 条の 4
- ・労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 35 号）附則第 8 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 7 条の規定による改正前の C O 法第 8 条第 2 項

(2の②について)

- ・法第 20 条、第 20 条の 10 及び第 25 条
- ・石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 68 条

(2の③について)

- ・法第 29 条第 1 項及び第 2 項

4 施行期日等

公布日：令和 4 年 3 月下旬（予定）

施行期日：令和 4 年 4 月 1 日